

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱(平成28年つくばみらい市告示第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

補助対象作物	補助単価(対象作物を実施した面積10アール当たり)	補助交付要件
麦、大豆又は飼料作物	20,000円以内	・水田活用直接支払交付金の対象水田で対象作物を実施した、収穫及び出荷に係る面積(二毛作を除く)
新規需要米(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種の飼料用米、米粉用米、新市場開拓米)	12,500円以内	
新規需要米(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以外の飼料用米)	11,500円以内	
その他新規需要米	20,000円以内	
加工用米	8,500円以内	
野菜	2,000円以内	
果樹	5,000円以内	
花き・花木	9,000円以内	
上記以外の作物	5,000円以内	

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長

様

つくばみらい市農業再生協議会
会長

次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請額

円

2 申請額の内訳

事業の内容	転作を実施した面積 (㎡)	単価 (円)	金額 (円)
麦・大豆・飼料作物			
新規需要米（新規需要米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 4 の 3 に定める品種の飼料用米、米粉用米、新市場開拓米）			
新規需要米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 4 の 3 に定める多収品種以外の飼料用米）			
その他新規需要米			
加工用米			
野菜			
果樹			
花き・花木			
上記以外の作物			

様式第3号（第6条関係）

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金実績報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

つくばみらい市農業再生協議会
会長

次のとおり実績を報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 実績金額 円（増減 円）
- 3 事業実績内訳

事業の内容	転作を実施した面積（㎡）	単価（円）	金額（円）
麦・大豆・飼料作物			
新規需要米（新規需要米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種の飼料用米、米粉用米、新市場開拓米）			
新規需要米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以外の飼料用米）			
その他新規需要米			
加工用米			
野菜			
果樹			
花き・花木			
上記以外の作物			

※詳細は別紙内訳書のとおり